

令和6年度 東栗倉地域行政懇談会提言等回答一覧(10/11)

地区	要望等概要	回答	担当部署
東栗倉	中山間直接支払、棚田地域振興法について、来年度は中山間直接支払、指定棚田の更新年度になりますのでご対応をよろしくお願いいたします。	中山間地域等支払交付金事業については、来年度が第6期に入りますが、取組協定数が減少することのないよう事務作業の効率化を図るための体制づくりや草刈りに関する草刈り応援隊を組織化できるかどうか検証していきたいと考えています。また、指定棚田事業につきましても、これまで同様に支援していきたいと思います。	農林政策部
東栗倉	巡回普及員の活動内容を教えて欲しい	巡回普及員については、主に梶並地域の限界集落に対して活動しています。住民の方からの評判は良いと聞いています。東栗倉地域内においてはまだ限界集落はないと認識しています。具体的な内容については総務部で担当しているのでお問い合わせください。	東栗倉総合支所
東栗倉	林家裏の空き家の撤去に向けての進捗状況をお願いします。 林家裏の民家への対応について	相続人へ空家の管理、指導文書を送付したところ相続人から相続放棄しているとの連絡があったため、裁判所へ確認いたしました。今後は、美作市特定空家等対策審議会を開催し、最終的に行政代執行への移行を検討いたします。	都市整備部
東栗倉	美作市の空き家対策について	建物所有者は空き家を適正に管理する責務があることについて、国の法律や市の条例で定められています。また、相続等により所有者が変更となった場合についても、相続登記が義務化されています。適正管理の指導等をする必要がある場合、また、連絡先等が不明の場合には市が所有者調査し、所有者に対して補助制度説明や適正管理指導等を実施いたしますので、都市住宅課までご連絡ください。	都市整備部
東栗倉	市道草刈作業代の引き上げについて	市道の道路愛護作業について、実施いただきありがとうございます。道路愛護作業については、昨年度から規則の内容等について見直しを検討しているところです。	都市整備部
東栗倉	東栗倉幼稚園の早期の改修と地元への引き渡しについて	幼稚園用地が借地となっていました。昨年12月に地権者の方々のご理解が得られ、用地取得しました。なお、今後の施設改修については、地元東栗倉地域自治振興協議会の方々との調整を図り、令和7年度において実施する予定としています。	教育委員会
東栗倉	告知放送は住民に均しく周知されるべきものですから、より簡単で具体的な内容にしたり、また総合支所等の窓口で問合せするように案内する等、優しい放送にして頂きたい。	告知放送は市民全体に周知を行うこと、また、時間的な制約や長時間の説明がわかりにくいとため、放送は簡潔なものとしています。昨今のスマホの普及やインターネットの利用から、ネット閲覧により完結できるよう、ホームページにはなるべく詳細に内容を記載しているため、放送では、ホームページへの誘導を促すかたちとしています。また、電話や窓口での問い合わせについても、放送では内容を担当する部署名も告知していますので、お問い合わせください。	企画振興部
東栗倉	クマの錯誤捕獲について、毎年、クマの錯誤捕獲があるが何頭か放獣している。市、県においては、生活圏から離れた場所での捕獲は放獣の対象としているが、錯誤捕獲した場合は殺処分して頂きたい。	現在、錯誤捕獲によるクマは、岡山県が定めたツキノワグマ出没対応基準に沿って、「放獣」又は「有害駆除に切り替えて殺処分を行う」かを判断していますので、ご理解ください。	農林政策部
東栗倉	東栗倉小学校の活用について、文部科学省のホームページで公募しているが、応募者の有無について	数件のお問い合わせを頂いていますが、実際の利活用には結びついていないのが現状です。	企画振興部
東栗倉	支所機能について、本年度から、支所長が大原支所と兼務になっているが、有事の際等の対応ができない、支所長を配置して頂きたい。	東栗倉総合支所長と大原総合支所長の兼務につきましては、東栗倉と大原という生活圏を共にする地域において、共同して取り組むべき課題や事業について、それぞれの支所に所属する職員が相互に協力しあえる体制とすべく、今年度から始めたものです。支所長については、災害の発生が予想される場合等、危機管理の重要度に応じて臨機応変に勤務場所を判断するよう指示しています。また、東栗倉地域・大原地域出身の職員の配置について人事上の配慮に努めてまいります。	東栗倉総合支所 総務部

令和6年度 東栗倉地域行政懇談会提言等回答一覧(10/11)

地区	要望等概要	回答	担当部署
東栗倉	捕獲した熊の放獣先が東栗倉地域になっていないか。	錯誤捕獲で放獣となったツキノワグマは、岡山県から熊研究グループに引き渡して放獣しているので、場所までは分かりかねますが、基本的に人里から離れた奥山に放獣しているものと考えます。	農林政策部
東栗倉	林道に土砂が流入した場合、当該山林の所有者に撤去を要望することは法的に可能なのか。林道の維持管理は各地区にあるようです。今回のケースでは太田地区での土砂流出のため、負担金が発生した場合はその支払い義務は太田地区のみにあるのか。現在の土砂流出に関しては土砂の撤去のみではなく、流出地点の土砂流出の防止工事が別途必要となります。その場合は重機借り上げの制度では対応できません。負担金が発生する工事以外に対処方法はないのか。現在通行止めとなっている林道が何とか通行可能となるよう要望します。	今回の太田地区の要望は林道川向線への土砂流出と思われます。重機借上げによる土砂撤去と、大型土嚢設置の原材料支給の組み合わせによる施工により、土砂の流出防止と、林道の通行が可能となると思われます。山林所有者と林道を利用する方でご協議いただき、東栗倉総合支所へご相談ください。	農林政策部
東栗倉	市道への要望を支所へは何度も打診していますが、要件を満たさないということで未だ要望書提出に至っていません。市道への要件の見直しをしていただくことを要望します。	市道認定の相談を受けている当該路線については、道路敷地内に民地があるなど、認定要件を満たしていないことから要望書提出に至っていませんが、引き続き地元と協議しながら課題を整理して行きたい。(東栗倉総合支所) 市では、幅員1.5m以上の市道については交付税の基礎数値となり交付税算定されることから、積極的に市道認定を行っています。市道認定の基本的な要件として道路敷地が官地であること。道路敷地内に民地がある場合は市に寄付することが条件となっており、相続及び権利関係がある場合は申請者側で登記手続きを行っていただきます。(都市整備部)	東栗倉総合支所 都市整備部
東栗倉	林道川向線(吉田～後山)の市道認定を。名義が変わっていない箇所がある(太田地区)。土砂撤去等の作業費負担(重機借り上げ等)が太田地区に集中している。林道所在地区で平等に負担金を請求できないか。	林道の道路部の個人所有の土地については、寄付申請の手続きが必要となります。東栗倉支所または、農村整備課にお尋ねください。また、林道の維持管理費の負担については、吉田～後山地区で協議をお願いします。	農林政策部
東栗倉	檻に入った熊の扱いについて、初回でも殺処分は出来ないか、開放するのなら山奥へ。	現在、錯誤捕獲によるクマは、岡山県が定めたツキノワグマ出没対応基準に沿って、「放獣」又は「有害駆除に切り替えて殺処分を行う」かを判断していますので、ご理解ください。また、放獣は岡山県が行っており、放獣先は教えて頂けませんが、中国山脈の山奥とお聞きしています。	農林政策部